

民法 709 条の不法行為を構成する行為が宗教法人法 81 条 1 項 1 号にいう「法令に違反」する行為に当たるとされた事例

【文献種別】 決定／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 7 年 3 月 3 日

【事件番号】 令和 6 年（許）第 31 号

【事件名】 過料決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件（旧統一教会報告拒否過料事件）

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 宗教法人法 78 条の 2 第 1 項 3 号、81 条 1 項 1 号、民法 709 条、憲法 20 条 1 項

【掲載誌】 裁時 1859 号 9 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25574121

京都大学特定助教 窪田栄一

事実の概要

原告人は、昭和 39 年 7 月 16 日に「世界基督教統一神霊協会」（平成 27 年 8 月 26 日に「世界平和統一家庭連合」へ名称変更した。）として設立された宗教法人（以下「本件法人」という。）の代表役員である。本件法人やその信者による靈感商法や高額献金の勧誘は元内閣総理大臣銃撃事件を機に世間の注目を集めるようになったが、それ以前から本件法人に対して損害賠償を求める民事訴訟は多数提起されており、その全部または一部を認容した判決の数は 2020 年までに 22 件に上っていた。

こうした状況を受けて、本件法人の所轄庁である文部科学大臣は、本件法人について宗教法人法（以下「法」という。）81 条 1 項 1 号に該当する疑いがあるとして、令和 4 年 11 月 21 日以降、7 回にわたり、宗教法人審議会に諮問し答申を受けた上で、法 78 条の 2 第 1 項 3 号に基づく報告を求めた（以下「本件報告徴収」という。）。しかしながら、本件法人は、報告を求められた事項の一部について報告をしなかった。

そこで、文部科学大臣は、東京地方裁判所に対し、本件法人が上記の報告をしなかったことが法 88 条 10 号に該当するとして、原告人を過料に処すべき旨の通知を行い、同裁判所は原告人を過料 10 万円に処するという決定をした（東京地決令 6・3・26）。これに対して、原告人は即時抗告したが、東京高等裁判所は同抗告を棄却した（東京高決令 6・8・27）。そこで、原告人は許可抗告を申し立てた¹⁾。

決定の要旨

抗告棄却。

「原審は、民法 709 条の不法行為を構成する行為は、法 81 条 1 項 1 号にいう『法令に違反』する行為に当たると判断した上で、上記各判決の内容等からすれば、文部科学大臣が本件法人に対して法 78 条の 2 第 1 項に基づく報告を求めた時点において、本件法人について法 81 条 1 項 1 号に該当する事由がある疑いがあったと認められ、文部科学大臣が上記の報告を求めたことは適法なものであったなどとして、原々決定に対する原告人の抗告を棄却した。」

「所論は、民法 709 条は、一定の行為をした者が損害賠償責任を負う旨を定めるとどまり、当該行為を禁止する旨を定めた規定ではなく、同条の不法行為を構成する行為は同条違反の行為ではないのであって、これが法 81 条 1 項 1 号にいう『法令に違反』する行為に当たると解することはできないなどとして、原審の上記判断には法令の解釈適用の誤り及び判例違反がある旨をいうものである。」

「しかしながら、民法 709 条が一定の行為を禁止する旨を定めた規定であるとはいえないものの、同条の不法行為を構成する行為は、不法行為法上違法と評価される行為、すなわち一定の法規範に違反する行為であり、行為者は、同条という法令の規定により損害賠償責任を課せられるのであって、これらの点に鑑みれば、同条の不法行為を構成する行為が法 81 条 1 項 1 号にいう『法令に違反』する行為に当たると解したとしても、同

号の文理に反するものではない。

むしろ、上記のように解することが同号の趣旨に沿うものというべきである。すなわち、法は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし（法1条1項）、宗教団体に法人格を付与し得ることとしているところ（法4条）、法81条1項1号が宗教法人の解散命令の事由として『法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。』と規定している趣旨は、同号所定の事由がある場合には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにすることにあると解される〔最決平8・1・30民集50巻1号199頁（以下「平成8年決定」という。）〕。そうであるところ、民法709条の不法行為を構成する行為は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害するものであるから、当該行為が著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる事態を招来するものであってこれに関係した宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることも、十分にあり得ることである。したがって、同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう『法令に違反』する行為に当たると解することは、同号の上記趣旨に沿うものというべきである。

また、解散命令は、宗教法人の法人格を失わせる効力を有するにとどまり、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないものであるところ〔平成8年決定参照〕、ある行為が同号所定の行為に当たるといえるためには、その行為が単に法令に違反するだけでなく、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為でなければならないことなどに照らせば、上記のように解したとしても、同号の規定が、宗教法人の解散命令の事由を定めるものとして、不明確であるとも過度に緩やかであるともいえない。

以上によれば、民法709条の不法行為を構成する行為は、法81条1項1号にいう『法令に違反』する行為に当たると解するのが相当である。」「これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」

判例の解説

一 はじめに

本決定は、民法709条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たるとして、法78条の2第1項3号に基づく文部科学大臣の本件法人に対する報告徴収を適法とした初の最高裁決定である。事案としては10万円の過料に関する争いであるが、法81条は宗教法人の解散命令に関する規定のため、本決定で示された解釈は後に控える解散命令に関する裁判に影響を及ぼすとして注目を集めていた。

二 本件報告徴収に至る経緯

1 問題の所在

宗教法人に対する所轄庁の報告徴収権・質問権は、オウム真理教の一連の事件を契機とする平成7年法改正において法78条の2として新設されたものである。法78条の2第1項によれば、宗教法人に対する報告徴収が認められるのは、「宗教法人について次の各号の一に該当する疑いがあると認めるとき」であり、その3号として、「当該宗教法人について第81条第1項第1号から第4号までの一に該当する事由があること」が挙げられている。法81条1項各号には宗教法人の解散事由が列挙されているが、その1号は、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」を解散事由とする。本件報告徴収は、不法行為に基づく損害賠償請求を認容した民事訴訟判決の存在を踏まえて、この法81条1項1号に該当する疑いがあるとして行われたものであるが、当初、民法（上の不法行為）は法81条1項1号の「法令」に当たらないという見方も有力であった。それゆえ、本件報告徴収に先立ち、国会や文化庁では以下のような議論がなされた。

2 国会や文化庁における議論

令和4年10月18日の衆議院予算委員会において、岸田総理（当時）は、「民法の不法行為、これは入らない」²⁾と発言したが、その翌日の参議院予算委員会で、「行為の組織性や悪質性、継続性などが明らかとなり、宗教法人法の要件に該当すると認める、認められる場合には、民法の不法行為も入り得る」³⁾と述べて、答弁を改めた。その後、これを後押ししたのが、文化庁に設置さ

れた「宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議」（以下「調査研究協力者会議」という。）による「宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について」という取りまとめである。そこでは、法81条1項1号に該当する疑いがある場合として、「法令違反を認める判断があること」だけでなく、「当該法人の法的責任を認める判断があること」⁴⁾が挙げられている。つまり、「法人の法的責任を認める」民法上の不法行為は、法81条1項1号の「法令に違反」に含まれるという立場に立つ⁵⁾。これら議論を踏まえて、最終的に文部科学大臣によって本件報告徴収が行われた。

三 本決定の検討

1 争点と結論

本件の主たる争点は、不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たるか否かである。この点について、原告人は、「法令」とは禁止規範または命令規範を定めた刑罰法規や行政法規を指すところ、民法709条の不法行為は賠償規範であって禁止規範または命令規範でないため、「法令」に当たらないと主張した。その最大の論拠は、「法令に違反」とは、「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」⁶⁾と述べた平成8年決定の高裁決定である⁷⁾。

これに対して、本決定は、「民法709条の不法行為を構成する行為は、法81条1項1号にいう『法令に違反』する行為に当たる」と述べて、原告人の主張を退けた。理由は、大きく3つあると考えられる。

2 文理

本決定ははじめに、「不法行為を構成する行為は、不法行為法上違法と評価される行為、すなわち一定の法規範に違反する行為」であるため、不法行為を構成する行為を法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解したとしても「文理に反しない」という理由を挙げる。確かに、法81条1項1号は「法令」と規定しているだけで、例えば会社法824条1項3号のように「刑罰法令」と限定していない。それゆえ、学説では以前から「あらゆる法律、命令・条例などを指す」⁸⁾という指摘がなされており、平成8年決定⁹⁾の調査官解説も、「すべての法令を意味すると解す

るのが当然である」¹⁰⁾と述べていた。

そうであるにもかかわらず、本決定において「……と解したとしても、同号の文理に反するものではない」とやや消極的な表現を用いているのは、「法令に違反」という文言との関係だと考えられる。すなわち、高裁決定¹¹⁾では、不法行為の前提に禁止規範があるとして、「法令に違反」を端的に認定できたのに対して、本決定は、不法行為が禁止規範ではないという従来の理解を維持したため、「法令に違反」という文言と一定の乖離が生じてしまった。「法令に違反」の素直な文理解釈とはいえないため、上記のようにやや消極的な書きぶりとなったと思われる。

3 趣旨

次に、上記の解釈が「[法81条1項1]号の趣旨に合致する」という理由が挙げられている。本決定は、平成8年決定¹²⁾を参照し、法81条1項1号の趣旨を、「同号所定の事由がある場合には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめること」に求める。その上で、「当該〔不法〕行為が著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる事態を招来するものであってこれに関係した宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることも、十分にあり得る」という理由から、民法上の不法行為を解散事由と位置づける。ここでの「公共の福祉」¹³⁾の意味や民法と刑法の峻別は問題となりうるが、法人の適格性の判断に際して、法人に関する基本規定を持つ民法上の規律違反を考慮することには、一定の合理性がある¹⁴⁾。

4 許容性

最後に、法81条1項1号が「不明確であるとも過度に緩やかであるともいえない」という理由が挙げられている。平成8年決定¹⁵⁾が述べるように、宗教法人の解散命令は法人格の剥奪を意味するにとどまり、信者の宗教活動を制限する法的効果を一切伴わないが、他方で、宗教法人の解散により信者の宗教活動の継続に一定の支障が生じることは否定できない。そうだとすれば、宗教法人の解散命令は「必要でやむを得ない法的規制」でなければならないところ、法81条1項1号は「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」（強調は筆者）と解散事由を明文で

限定している¹⁶⁾。また、81条1項柱書の「宗教法人について」は、宗教法人と関係の薄い私人の不法行為を除外すると解されることから¹⁷⁾、81条1項の解散事由は解釈上限定される。これらの点に鑑みれば、法81条1項1号が「不明確であるとも過度に緩やかであるともいえない」という本決定の判断は、不合理なものではない。

5 残された問題

本決定では、法81条1項1号の「法令に違反」に焦点が当てられており、個々の報告徴収の適法性は争点になっていない。しかしながら、報告徴収や質問が宗教上の活動それ自体を直接的に制限するものでないとしても、「信者の消極的信仰告白の自由」や「宗教団体の自律的な活動に関わる情報を開示しない自由」に対して一定の支障が生じることは否定できず、報告徴収や質問の行使範囲は慎重に画定される必要がある¹⁸⁾。

この点につき、法78条の2は、①「この法律を施行するため必要な限度において」「当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し」(1項柱書)という文言や、②「宗教法人審議会」(2項)の諮問によって、報告徴収や質問の範囲を法文上限定している¹⁹⁾。また、③「[各号に該当する]疑い」(1項柱書)について、調査研究協力者会議は「風評等によらず、客観的な資料、根拠に基づいて判断すること」²⁰⁾を要求し、行使範囲を解釈上も限定しているが、信教の自由との関係でこれらの限定で十分かは議論の余地があり²¹⁾、今後の展開が待たれる。

四 おわりに

本決定は、民法709条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たるとする解釈を最高裁として初めて示したものであり、宗教団体の献金勧誘行為が不法行為法上「違法」と評価される余地があると判示した最判令6・7・11民集78巻3号921頁とともに、カルト規制のあり方に一石を投じるものといえよう。

なお、本決定から約3週間後に東京地方裁判所は、宗教法人法81条1項1号の「法令に違反」に関する本決定の記述を全面的に引用する形で、本件法人を解散する決定を下している²²⁾。

●—注

- 1) なお、原告人は特別抗告も申し立てたが、本決定と同日に棄却されている。
- 2) 第210回国会衆議院予算委員会会議録3号3頁〔岸田文雄発言〕(令和4年10月18日)。
- 3) 第210回国会参議院予算委員会会議録1号3頁〔岸田文雄発言〕(令和4年10月19日)。
- 4) 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議「宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使について」(2022年)5頁。
- 5) 田近肇「カルト規制に関する憲法学の視点」近法70巻2=3=4号(2020年)26頁参照。
- 6) 東京高決平7・12・19判時1548号26頁。明覚寺解散命令事件(和歌山地決平14・1・24訟月48巻9号2154頁)も同旨。
- 7) なお、平成7年法改正の際に当時の文化庁次官も、「刑法違反等で犯罪行為の疑いが非常に強いという場合」と発言している(第134回参議院宗教法人等に関する特別委員会6号19頁〔小野元之発言〕(平成7年11月30日))。
- 8) 渡部蒔『逐条解説 宗教法人法〔第4次改訂版〕』(ぎょうせい、2009年)378頁。
- 9) 最決平8・1・30民集50巻1号199頁。
- 10) 近藤崇晴「判解」最判解民事篇平成8年(上)85頁。
- 11) 東京高決令6・8・27。
- 12) 最決平8・1・30民集50巻1号199頁。
- 13) 第93回国会衆議院文教委員会第1号6~7頁〔三塚博・別府哲発言〕参照。
- 14) 田近・前掲注5)25頁参照。
- 15) 最決平8・1・30民集50巻1号199頁。
- 16) 「著しく」や「明らかに」とは、その行為が客観的、明白な行為でなければならないことを強調するものである(渡部・前掲注8)378頁)。
- 17) 「当該宗教法人と関わりのある者によるものであっても、当該宗教法人の存在や活動と無関係に法令違反行為がされた場合には、それをもって、当該宗教法人について法令違反行為をしたとの事由(同項柱書き及び同項1号)が認められることはない」と解される(東京地決令7・3・25LEX/DB25622421)。この点については、渡部・前掲注8)378頁も参照。
- 18) 東京地判平13・6・13判タ1069号245頁参照。
- 19) そもそも、報告徴収権は包括的・一般的な権限ではなく、限定された権限である(渡部・前掲注8)358頁参照)。
- 20) 具体的には、①「公的機関において当該法人に属する者による法令違反や当該法人の法的責任を認める判断があること」、②「公的機関に対し、当該法人に属する者による法令違反に関する情報が寄せられており、それらに具体的な資料が根拠があると認められるものが含まれていること」、③「それらと同様に疑いを認めるだけの客観的な資料、根拠があること」を指す(宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議・前掲注4)3頁)。
- 21) 田近・前掲注5)29頁参照。
- 22) 東京地決令7・3・25LEX/DB25622421。